

都市農地の保全と農業振興の推進に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成27年12月17日

提出者

8番 土屋 美恵子

1番 堀内 まさし

4番 深田 貴美子

5番 山本 あつし

6番 竹内 まさおり

12番 内山 さとこ

24番 西園寺 みきこ

武蔵野市議会議長 深沢 達也 殿

## 都市農地の保全と農業振興の推進に関する意見書

東京の農業は、持てる農地や施設を最大限に活用し、野菜・果樹・花卉・緑化植物、畜産といった多様な経営形態が展開され、新鮮かつ安全・安心な農畜産物を生産・供給しています。

加えて農地は、都市における防災空間の確保、良好な景観による住環境の保全、市民・学校教育・福祉等における農作業体験や体験学習など、身近に土や農に触れる機会を提供しています。また、農業者は地域の歴史・伝統文化の伝承、地域活動の推進にとって中心的な貴重な存在となっており、都市農地と農業は、毎日の市民生活にとって必要不可欠な存在と役割を持つに至っています。

しかしながら、恒常化した農畜産物の低価格化は、所得面における他産業との格差をもたらし、農業の後継ぎ不足を招き、家族労働力は必然的に高齢化するとともに、相続時における高額な相続税納入のために農地は減少し続けているのが実態であります。

このような現状の中で、農林水産省と国土交通省が共管し、市街地及びその周辺の地域において行われる農業を都市農業と位置づけた、待望久しい都市農業振興基本法の中では、国及び政府の責務が明確にされ、都市農業振興基本計画の策定、法制上、財政上、税制上または金融上の措置等、詳細にわたる基本的施策の実施が明記されました。これら基本的施策の実現は、都市農地の保全と都市農業の継続性に対して大きな希望を抱かせるものであり、農業者や農業関係者は言うに及ばず、まちづくりの視点からも、市民の視点からも大変大きな期待が寄せられています。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、都市農地の保全と都市農業振興に不可欠である具体的措置や基本的施策が、都市農業振興基本法に基づき早急に講ぜられることを強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 日

武蔵野市議会議長 深 沢 達 也

衆 議 院 議 長	}	あて
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
総 務 大 臣		
財 務 大 臣		
農 林 水 産 大 臣		
国 土 交 通 大 臣		